

会報 いしかわ

1992.11. No.10

特集 行政書士制度強調月間によせて



(兼六園霞が池)



石川県行政書士会

目 次

会長あいさつ-----	1
会務 報告-----	1
支部だより-----	3
特集 行政書士制度強調月間によせて-----	4
全国監察担当者協議会に参加して……茅野勇平……	11
全国広報監察担当者合同協議会に出席して……藤井國穂……	12
意見箱のコーナー-----	12
会員の動き-----	16
編集 後記-----	16

会報 いしかわ

行政書士制度強調月間を顧みて

会長 山手吉雄



平成4年10月1日より同月31日まで、日本行政書士会連合会が全国一斉に

(1) 行政書士の社会性を強調して国民の理解と信頼を得ることを通じて、行政書士制度の普及徹底を図る。

(2) 「非行政書士」の排除を強力に推進し、会員の業務拡大の意識高揚を図る目標にこの目標実現のために行政書士制度強調月間を積極的に展開しました。

この事について、わが石川県行政書士会も日本行政書士会連合会の趣旨に添って、当会の広報部、監察部が中心となって

1. 新聞広告、行政書士110番、ポスターの掲示

1. 非行政書士の排除

1. 関係官公署訪問

1. 士業、団体に対し違反行為の根絶を提唱

等々の力強い活動を展開し、本会の役員、支部長ならびに全会員各位の強力な協力を得て、大変効果的な本運動が実施出来ました事について、本会執行部と致しましては、心から厚く感謝を申し上げます。

特に本年度の特色を申し上げれば行政書士110番行事が、各支部ごとに独自で実施されたことなど、これまでにみられなかった。

運動範囲が大巾に広がり、この運動が巾ひろく浸透したこと、そして新聞広告に力点をおき、行政書士制度の意義を大々的に宣伝し、われわれの職域を守るための多大な効果を挙げたことを申し述べ行政書士制度強調月間の総括と致します。

全会員各位の御協力に感謝を申し上げます。本当に有難うございました。

会務報告

理事会

7月10日午後1時30分から本会会議室に於いて開催し、次の議題について審議し決定及び承認した。

1. 各部の平成4年度の計画について

(7月1日部長会において決定した事項の実施計画)

(1) 総務部

ア. 会員名簿の発刊部数及び表紙色について

イ. 会旗の制定

価格調査を行なう

ウ. 北陸 3 県連絡協議会への準備

(2) 業務指導部

ア. 研修計画

- ① 地縁による団体の法人化の認可申請

- ② 建設業許可申請と経営事項審査

- ③ 外国人就労研修資格申請

イ. 各支部との連携強化

- 各支部より業務指導部への連絡専任者の選任

(3) 広 報 部

ア. 会報第 9 号の発刊

イ. 発刊回数を年 3 回にする

ウ. 新聞広告の掲載について

(4) 監 察 部

ア. 監察計画の作成

イ. 会員の相互の親睦融和

- ウ. 新入会員の入会に際し支部長の意見が必要でないか

(5) そ の 他

ア. 各支部の研修支援

イ. 研修場所の検討（駐車場の有る所）

ウ. 会費の追加分納付期限

理事、支部長合同協議会

9 月 7 日午後 1 時 30 分本会会議室に於いて開催し、次の事項について意見交換し審議した。

1. 北陸 3 県の行政書士会協議会について

2. 監察月間の取組み

3. 新聞広告掲載について

4. 会員名簿の正誤表について

5. 平成 5 年度からの会費の納付（分納）

6. 研修会の実施について

部 長 会

7 月 1 日午後 1 時 30 分から本会会議室に於いて開催し、次の事項を審議し決定及び承認した。

1. 各部の平成 4 年度の計画について

(1) 業務指導部

- 7 月 4 日に開き部員の意見調整及び計画の作定（特に建設業について）

(2) 広 報 部

ア. 会報第 9 号の原稿とりまとめ

イ. 新聞広告の掲載計画

(3) 監 察 部

- 10 月の監察月間についての計画準備

(4) そ の 他

ア. 年末頃に役員支部長等の合同懇談会の実施計画

イ. 北陸 3 県の協議会の実施について
(隣県との打合せ)

ウ. 県内各士業との連絡協議会の実施計画

エ. 会旗の制定

オ. 会員名簿の発刊準備状況

カ. 年間行事計画

支 部 長 会

7 月 17 日午後 1 時 30 分本会会議室に於いて開催し、次の事項について審議し決定した。

1. 7 月 10 日理事会に於いて討議された事項について支部関係項目の審議と打合せ

ア. 会員名簿の発行について

イ. 北陸 3 県連絡協議会について

ウ. 業務指導部の研修計画について

エ. 監察部の年度計画について

オ. 広報部特に新聞広告掲載時の各支部の希望について

カ. 各支部の研修支援

支部だより

● 輪島支部

行政書士制度強調月間の活動報告

1. 許認可無料相談所開設

場所 輪島市文化会館 2階

老人福祉センター会議室

日時 平成4年10月7日 10時～15時

結果 広報不足の為か相談件数2件

2. 行政書士法違反行為の防止について

○ イ. 4年10月12日、農業委員会長宛て文書発送。各士業（行政、司法、調査士）の各々の規定された業務内容条文を抜粋したもの。

4年10月16日、農業委員会事務局訪問。ポスター及び輪島支部会員名簿等を渡した。事務局では、各士業間の業務区分が判り、許可申請等は行政書士の専管業務であると理解し徐々に改正していくべく協力を約束した。

ロ. 4年10月15日、自動車販売会社宛て文書を発送。販売会社（74社）に対し昨年同様官公署に提出する書類（車庫証明等）について行政書士法違反行為のないよう、輪島支部会員名簿と日行連作成のパンフレットを添付。

● 七尾支部

◎官公庁に対する窓口規制依頼

市町村長農業委員会長及び官公署の長に対して支部長外役員2名で、非行政書士行為の排除に関し窓口規制の強化を要請した。市町村長には地縁団体の申請については行政書士を通ずるよう特に要請した。また、七尾市長には、市議会議員と同行陳情したことは効果

があつたものと思う。

◎無料相談

羽咋市 10月14日10時～15時 件数1件

七尾市 10月22日13時～15時 " 1件

同相談には支部としては初めての試で、市担当者と交渉実施することができたので、その意識は多きいと思う。特に、市議会議員も初参加した。

◎地縁団体の認可申請の受皿造りとして全会員に「自治法町内会の法人化について」の講本を一括購入し、会員に無料配付して研修会を実施した。

● 金沢支部

10月1日、金沢市観光会館において許認可手続無料相談会を実施した。相談員は6名を配し、万全を期した。会場の前には、許認可手続無料相談会場と印した立看板を掲示し、市民にアピールした。その甲斐があってかどうかは分らないが、6名の相談者が訪れた。相談内容は、相続に関するもの4件、会社設立に関するもの1件、宗教法人に関するもの1件等々。成功裡に終了したと思われる。

これからもこの種の相談会を設けようと考えております。過日のことに関連して市役所を訪問し、常設の相談室を市役所の中に設置して貰えないかと陳情したところ、実情では無理があるが将来的には考えても良いのではないかとの見解を戴きました。

官公署の訪問では、昨年と余り変化は無いように思われた。都市部と郡部ではある程度我々に対する対応に違いがあるように感じられ、又、管理職と窓口職員の対比においても対応の差異が感じられた。



● 小松支部

行政書士制度強調月間の活動を終えて

小松支部長 浜 井 豊

本年は新聞紙上の全面広告の掲載、県内各所における許認可手続無料相談の開催など月間活動にも厚味が感じられた。新聞広告における詳細な取扱業務の紹介は、市民に行政書士の実像を知らせる良い企画であったと思う。

小松支部の無料相談は10月1日小松市役所内の相談室を借りて述べ8名の会員を相談員として配し、万全を期したが、相談者は1名のみ。一抹の淋しさが感じられたが、事前の広報に工夫を加え、来年以降も継続して開催し市民に定着させたいものだ。官公署窓口の係官との面談では、農地転用手続き等に対する非行政書士関与の実態は昨年来改まっておらず、本年は窓口係官との面談を通して知り得た非行政書士の氏名を本会に通告した。本会において、かかる非行政書士に対して警告文を送付する等厳正な措置を要望し、小松支部管内における非行政書士排除の方策を取った。

● 加賀支部

加賀支部では、10月の強調月間を、より強力に進めるためと、加賀・山中地区のミニコミ紙に初めて加賀支部全員の氏名を載せた宣伝広告を出しました。今年から始めた強調月間中の無料相談会も会員諸氏の御協力により無事終了させていただきました。準備不足のためか、いま、一つ思い通りとはいきませんでしたが、今回の反省を含めて、更なる活動を進める必要を感じております。又今年度予定した二つの業務研修会の内の一つは、関係当局との交流会を含めて行なわれた。こちらの方は確かな手ごたえがありました。以上簡単ですが、加賀支部の近況をお知らせしました。

一特 集一

行政書士制度強調月間によせて

10月1日より、『行政書士制度強調月間』がスタートしました。従来は、監察月間という名称でおこなされていましたが、今年度より上記の様に改められました。ご存知のように、この月間は、行政書士の仕事を広く住民の方々に知っていただくとともに、行政書士法違反行為を防止する目的で展開されるものです。

わが石川会でも新聞広告、各支部主催による無料相談会の実施など、今までにない画期的な事業を繰広げました。ここに、10月30日付、10月19日付掲載の新聞広告、10月3日付掲載の新聞記事を紹介します。更に多くの会員の方々から寄せられた、行政書士に因んだ投稿を掲載します。

許認可手続無料相談

行政書士110番

電話による 10月1日本～3日㈯
午前10時より午後4時まで
無料相談 (但し3日㈯は正午まで)

☎(0762)65-5551

開設会場**金沢会場**場所 金沢市観光会館 第2集会室
日時 平成4年10月1日本
午前10時より午後3時まで**小松会場**場所 小松市役所 広報相談室
日時 平成4年10月1日本
午前9時30分より午後3時30分まで**加賀会場**場所 加賀市市民会館
日時 平成4年10月3日土
午前10時より午後3時まで**七尾会場**場所 七尾市役所
日時 平成4年10月22日本
午前10時より午後3時まで**輪島会場**場所 輪島市文化会館内老人福祉センター相談室
日時 平成4年10月7日水
午前10時より午後3時まで**こまつたときは相談から****こんな仕事をしていきます****相続手続**

●遺産分割協議書 ●遺嘱書の作成

国籍手続●帰化許可申請 ●永住許可申請 ●国籍取得手続 ●在留資格取得許可申請
●在留期間更新許可申請 ●外国人登録申請**法人設立
書類作成**●株式会社・有限公司設立 ●社団法人設立 ●財團法人設立 ●学校法人設立
●社会福祉法人設立 ●医療法人設立 ●宗教法人設立**会計業務**

●記帳処理 ●会計帳簿作成

税申告関係

●特別地方消費税 ●事業所税 ●不動産取得税

**権利・義務
事実証明
書類作成**●公庫・金融機関融資契約申込手続 ●戸籍謄本 ●告訴状・告発状作成
●賃貸借・承認書・内容証明書作成**主な許認可
手続**●建設業許可申請 ●経営事項変更申請 ●商号入札参加申請 ●宅建業免許申請
●農地転用許可申請 ●土地の開発許可申請 ●国有地貸下申請 ●宅地買地境界協定申請
●車庫証明 ●自動車登録申請 ●自転車運送事業免許申請 ●自転車修理請求
●道路占用許可申請 ●屋根販賣業等許可申請 ●旅館営業許可申請 ●飲食店営業許可申請
●産業廃棄物処理業許可申請 ●制限販売業許可申請 ●前払式収録の届出・登録
●地盤による固体の防護申請 ●その他**官公署への手続は、まず行政書士へ**

大 水 松 谷 今
森 元 原 内 井
千 政 孝 俊
秋 廉 駒 次
子 岩 義 廣

能登地方
政 治

加賀地方
支 部

金沢支
部

七尾支
部

輪島支
部

小松支
部

高岡支
部

富山支
部

石川支
部

福井支
部

滋賀支
部

京都支
部

大阪支
部

能登地方
政 治

加賀地方
支 部

金沢支
部

七尾支
部

輪島支
部

小松支
部

高岡支
部

富山支
部

石川支
部

福井支
部

滋賀支
部

能登地方
政 治

加賀地方
支 部

金沢支
部

七尾支
部

輪島支
部

小松支
部

高岡支
部

富山支
部

石川支
部

福井支
部

滋賀支
部

能登地方
政 治

加賀地方
支 部

金沢支
部

七尾支
部

輪島支
部

小松支
部

高岡支
部

富山支
部

石川支
部

福井支
部

滋賀支
部

能登地方
政 治

加賀地方
支 部

金沢支
部

七尾支
部

輪島支
部

小松支
部

高岡支
部

富山支
部

石川支
部

福井支
部

滋賀支
部

能登地方
政 治

加賀地方
支 部

金沢支
部

七尾支
部

輪島支
部

小松支
部

高岡支
部

富山支
部

石川支
部

福井支
部

滋賀支
部

能登地方
政 治

加賀地方
支 部

金沢支
部

七尾支
部

輪島支
部

小松支
部

高岡支
部

富山支
部

石川支
部

福井支
部

滋賀支
部

能登地方
政 治

加賀地方
支 部

金沢支
部

七尾支
部

輪島支
部

小松支
部

高岡支
部

富山支
部

石川支
部

福井支
部

滋賀支
部

能登地方
政 治

加賀地方
支 部

金沢支
部

七尾支
部

輪島支
部

小松支
部

高岡支
部

富山支
部

石川支
部

福井支
部

滋賀支
部

石川県行政書士会

会員 山本 吉雄

金沢市本多町2丁目2番1号

☎(0762)65-5551

※協賛会員の氏名のみ掲載(登録順)



石川県行政書士会

会員 山本 吉雄

金沢市本多町2丁目2番1号

☎(0762)65-5551

※協賛会員の氏名のみ掲載(登録順)

小
松
支
部

行政書士制度強調月間 10月1日本→31日

こよつけたときは村山牧場へ



石川県行政書士会

会員山本吉雄
金沢市本多町3丁目2番1号
☎(0762)65-5551

日本行政書士連合会の「行政書士110番」は一日、全国一斉に開き、石川県行政書士会でも、電話相談のほか、金沢市観光会館と小松市役所に相談窓口を設け、官公署に対する複雑な行政手続きや許可、認可申請についての相談を受け付けた。

行政書士の広報活動を兼ねて毎年開いている。今年は県内では初めて相談窓口を設置し、面談によるアドバイスを行った。

相談窓口は「のぼか三日」に加賀市市民会館、七日に輪島市文化会館、二日に七尾市役所で、いずれも午前十時から午後三時まで開く。電話相談は三日までを行い、午前十時から正午まで、石川県行政書士会=0762-5551で受け付ける。

行政書士の在り方と その未来像

行政書士を志望して

重政武男（金沢支部）

健康は仕事に喜びをもち家庭に憂いがないことである。悠々自適におさまる歳でもない。と先輩（警察OB）に助言されて、今春実年を省えりみず、石川県行政書士会、会長、事務局皆様のご配慮によりまして行政書士法の規定に基づき、登録証受けました。ここに紙上をおかりして厚くお礼申し上げます。今後

は立派な行政書士としての品位を保持し、国民の利便とサービスを計り、つぎに掲げる、実践テーマをモットーとし働き甲斐のある明るい職場づくりに全力を注ぎたいと存じます。

明るい職場づくりの心得

① 職場に情熱を

（意欲をもやして仕事をすれば疲れない。）

② 「お早う」「ご苦労さん」は明るく大きく。

（例え自分が先に言っても沾券にかかるわらない。）

③ カネ（給料）とヒマ（休養）には神経こまかく公平に。

- (本人から言い出しにくいが不平、不満の種となる。)
- ④ 職場の居残りを奨励しない。
(各人の仕事の範囲、内容に気くばりを。)
- ⑤ 影の悪口は避けよう。
(自己の無能ぶりと品位のなさをさらけ出すだけ。)
- ⑥ 良く聞き話の腰を折らない。
(一先ず話は聞いてから。)
- ⑦ 発言はできるだけ慎重に。
(言って良いか悪いか迷うときは言わぬが得策。)
- ⑧ 職場にはまんべんなく目をかけ声をかける。
(何げない一言が一生の暖かい思い出に。)
- ⑨ 出し抜き、能力の張り合いはしない。
(ときにはポーカーフェイス「おとぼけ」も必要。)
- ⑩ 仕事と休息のケジメは模範を示す。
(昼休みには急用以外に仕事をしないこと。)

無題

(宮崎 晃)

郵政関係に30年近く勤務し、その後建築会社、国会議員秘書、現在の会社と、官公庁提出書類を数多く手がけました。

国会議員秘書当時、行政書士の資格があった方が今後何かと都合がいいかも知れないと想い、資格を頂きました。

しかし、まだ一度も行政書士としてのその資格を使用したこともなく、当然報酬も貰ったこともありません。

私の場合、年齢的にも今後もそうでしょう。行政書士だけではメシは喰えないと

よく聞きますが、制度的にそれでよいのかどうかは別にして、本人のやり方次第もありそうですね。

行政書士の遵守事項にありますように常に信用と品位を害する事なく努力し、年に一度の支部総会と懇親会を楽しみにして居ります。

行政書士3年生

(大兼政 博)

私が行政書士の仕事をはじめてから早くも2年がたちました。この仕事をはじめようと思った動機については、60歳の退職時期を目前にして、これから残りの第二の人生を如何に有意義に過ごそうかといろいろ考えてみましたが、やはりいきつくところは今までの経験が生かせ、又社会のおやくに立てる仕がないかということでした。このような思いから先輩のやっておられることを見たり聞いたりしましたがなかなか自分に適当な仕事がありませんでした。退職後一年間ぐらいたゆっくり休んで何か考えようかと思っていたところ、先輩で行政書士の仕事をしておられる人と出会い、話を聞くうちにこの仕事なら自分の思っていたことにかない、又やって行けるのではないかと思いました。そこでその先輩から資格取得の手続きなどの指導をうけて平成2年6月行政書士としてみなさん方のお仲間に入れていただいたような次第です。行政書士も社会的に重要な仕事であり未熟な3年生ですが今後共先輩方のご指導をうけながら頑張って続けたいと思っております。



無題

(太田 則武)

行政書士の動機は、社労業ができる一石二鳥の資格という週刊誌によります。入会は社労業ができなくなるという雑誌を見て入りました。皮肉にも社労業は一切縁がありません。

行政書士の未来像は、見当がつかない。10 年先は今と変わらないだろう。

当面は専業の法制化に注目している。社労業にみられるように、期待権が保証されない国家試験は権威でない。

車両法改定案は対抗要件を具えた固有業種の必要性に目覚めさせてくれた。

包括代理権は問題が多く、専業と代理権が結びつくと思う。専業は自治省主導にならざるを得ず、自治官僚とパイプを太くしていく努力が大切になる。

行政書士への道

(堀野 茂)

1. 行政書士の職域は多岐に亘る為什麼しても浅く広くになります。当地区では行政書士の分野は農地法関係につきるようです。私も行政書士以外に司法書士をやっておりますが地区農業委員会提出書類の関係ではどうしても行政書士資格が必要になります。動機はかようなところにあります。

2. 行政書士は専門職として職域がひろい割にはこの資格だけで事務所を維持するのはむずかしいと感じています。しかし今後本職のみで事務所維持を考える場合には、無資格の者、(例えば車庫証明関係、農地法関係等) が活躍している分野を専門家でなければ出来ないものだ・・・という市民意識

の定着化をしなければならないと考えてます。その意味ではまだまだ社会的認知がないかもしれません。

兼業者の思い

(大野 勝夫)

司法書士と行政書士との兼業者にとって、とかく司法書士業務が主体となり、行政書士業務の占める割合は極めて少なく、その業務も登記業務に関連する分野に限られるきらいがある。)

行政書士業務に関する根拠法規が多岐多様に亘るため、需要に対応できず、専業の先輩に依存しているのが実情である。

諸先輩各位が、行政書士の地位の向上と、職域の確保・拡大に努力されていることに対し、敬意を表すとともに、このような会員をお許しいただきたい。

ともあれ、日本の国際化に著しいものがあり、これに伴って、外国人の入国、雇用問題も深刻化の傾向にあり、行政書士に対する需要も拡大してくるものと思われる。

行政書士の一員として、兼業に胡坐をかくことなく、自己研さんに努力し、会にご迷惑) をかけないようにと思う今日この頃である。

行政書士とは?

(T・Y)

近年、資格取得をすすめる案内広告等に、「行政書士」がよく目につく。一時期、宅建主任者や司法書士が多かった様だが近年になって行政書士もその仲間入りをした様だ。

行政書士の職域は、あまりにも多岐に亘り、専門職として職能を発揮するには、かえってその印象をうすらげてしまってはいないだろ

うか。現在の行政書士の仕事の中味は、広く浅くの感があり、有資格者の本職も、その全ての職域に堪能でありプロと言えるであろうか。いたずらに職域を拡大するのではなく、行政書士ならではの専門的知識と職能が求められるのではないだろうか。現在の業務内容は、ほんの一部の業務を除けば、面倒がらずに役所に行き来すれば過半の仕事は一般の人にも処理出来る業務内容ではないか。一般依頼者が行政書士にこそ仕事を依頼する意味を持つ専門的資格業務となるべく、今一度考え方を改め、しかるべき行動が必要ではなかろうか。

これからの行政書士

(辻口 外治)

行政書士の業務は、国民の権利義務に関する書類を作成し官公庁に提出すると言うことは皆さんもご承知のことです。

その義務、権利を文字により意思表示することは大変なことでした。例えば「コウセイ」という文字を厚生、校正、更生等々以前は辞書を片手にその意味を確かめながら文書を作成したものでした。現在はどうでしょうか。ワープロというもので変換キーを押せば次々と画面に写し出されるように、今後は行政書士はこの電子器機を自由にこなせるよう努めなければならない。又業務の範囲が広いため建設、風営、農地、車庫証明等々それぞれの専門業務を行い、互いに情報交換を積極的に行い、他仕業に関するときはその土業に情報を提供し合うように、例えば友人、知人より自動車購入の情報を得たとき自動車会社セールスマンに連絡し、そのかわり会社より車庫証明業務をと、持ちつ持たれつの関係が大切かと思います。以上年寄りの寝言として聞

き流してほしい。

今後の行政書士の生きる道

(河本 照正)

「土」業としては、行政書士の歴史は古く、守備範囲も広い。しかし、これ專業で生活している人は少ない。何故だろう。

昔からの開業者に聞いたことがある。今まで考えられないことだが、当時は出生や婚姻届の類まで作成依頼があったそうだ。

役所の窓口で手続きを教えてくれるし、ちょっと説明書を見れば理解し書類を作成することができる。それでは、行政書士はどうすれば業としてなりたつであろうか。

現在は、資格にあぐらをかいていける時代でない。弁護士、税理士、社労士、司法書士、土地家屋調査士といろいろな土業があるが、自分でできれば依頼しなくてもよいし、他の業界からも、土業相互間でも垣根を越えて行われている。監視も必要だが、行政書士でなければ、正確に言うならばその人でなければできないような専門的な知識、能力を持つことでなかろうか。

「行政書士制度」の広報

(きたやま)

10月は「行政書士制度強調月間」でありました。各支部におきましては、それぞれ計画に基づいて運動を実施されたことと思います。「月刊日本行政」No.237号(5ページ以下)にて、「行政書士制度を効果的にPRする方法」の講演が登載されています。その中に「飽きずに毎年同じような時期に、同じようなことをやっていくことです。それが広報というかPRというもののか構えだと思います。」

とあります。この運動の目標の一つである「国民の理解と信頼を得、行政書士制度の普及徹底を図る」ために会員一人ひとりがこの運動に協力していくことが必要でしょう。毎年同じような事をしても効果があるのだろうかと思わず、最も効果のある方法は何かを考えて実施していく、そうすることによって行政書士の未来が一層開けていくのではないでしようか。

行政書士法の改正を望む

(藤井 速生)

- ① 試験科目は現在の憲法、民法、行政法が必須科目とされており、これに我々業務内容—例えば各種契約書（70件位あります）—法人設立関係、都市計画法、車庫証明、自動車登録、風俗営業許可申請、会計記帳、建設業許可関係、国有財産関係、示談書、等々数十種を別途試験科目に加えること。
- ② 試験に合格或は公務員20年資格者でも入会迄 2 年間行政書士事務所勤務、事業主（行政書士）の証明書添付—賃金台帳、出勤簿確認すること、更に各県書士会研修会出席（スタンプ押印の証明）、以上 2 点実施履行せねば入会不可とすること。私の知っている士業で弁護士 3 年、宅建 2 年、社労士 2 年等あります。
- ◎ 理由は然るべきようにしないと本人も苦労するし、食えない。資質向上、書士の社会的レベルアップにつながります。世論も何十年業務精通、勉強した街の法律家等と比較され例えて「悪貨は良貨を駆逐する」とことになるからです。
- ③ 税理士の無条件入会を廃止すること。

◎ 理由は税理士は税務に精通しておるが我々の業務と何ら関係がなく、それならば司法書士も建築士も宅建業者もいれないのは不公平であり現行政書士法にはそぐわないと思います。
よって廃止されたし。

行政書士の存在意義

(前多 利彦)

いわゆる士業といわれる職種は多々あるが、身近なものとしては、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士がある。

行政書士を含めこれらの士業はそれぞれの法律によってその存在を保証され、業務内容などを定義されているが、行政書士法以外はすべてその職責が規定され、弁護士法、司法書士法及び土地家屋調査士法には目的、使命及び品位保持が規定されている。

法制定者（ひいては国民）の行政書士に対する認識はまさに「業者」にすぎないのである。—日本行政書士会連合会では「行政書士倫理綱領」を掲げて（法が定めていないのでみずから倫理綱領として自重自戒を戒めているのではあるが）いるが—法はそういったものをお一切行政書士にたいし要請をしていないのである。まずこの現実を認識することが必要である。

行政書士法制定以来、日本の経済、法体系及び行政機構は複雑化の一途をたどり、それに関わる行政書士の業務も複雑多岐に渡り、専門化している。行政書士がこのような社会の需要に対応できないとなると「業者」としての存在意義がなくなり、今後は、立法措置により様々な資格となって分離独立し、また行政機関の諸手続きのコンピューター化によ

りだれでも気軽に行政サービスを受けられることとなり、行政書士の手元からはなれていくのではないだろうか。従って法第1条第1項は広範な業務範囲を定めているにもかかわらず、実質的には第2項の適用を多く受け、有名無実の規定と化してしまうのではないかろうか。それはとりもなおさず行政書士という資格そのものの死を意味するのである。

行政書士の存在を確保するには、現在の業務内容に精通することはもちろんであるが、行政書士そのものが「倫理綱領」にうたうがごとく、国民の権利擁護、生活向上と社会の繁栄進歩になくてはならない存在となることが肝要である。

行政書士試験科目には上記士業のうち司法試験を除いて外の士業の試験はない憲法がある。これは行政書士に国民の権利義務に関する法律的素養が求められているなによりの現れである。

すべての行政書士はよろしく研鑽を積み、時代の要請に答えるべく努力していくかなければ行政書士に明日はない。

また、立法論ではあるが、今後、「目的」「職責」に関する規定を置くことも含め行政書士法の抜本的改正も検討されるよう立法府に対する働きかけも行っていかなければならない。

全国監察担当者協議会に参加して

茅野 勇平

本年度の全国監察担当者協議会は、7月30日・31日の両日静岡県熱海温泉つるやホテル・会議室において、広報担当者との合同で「全国広報監察担当者合同協議会」と銘打って開催されたもので、日本行政書士会連合会

初の試みであった。

7月30日午後1時より開催された「合同協議会」の要旨を紹介しますが、紙面の関係でポイントだけ報告します。詳細についてお知りになりたい方は、事務所に関係資料を保管してありますから、閲覧されれば結構かと存じます。

第1日目、協議会は、講師にサン・パブリックレーションズ(株)代表取締役乾泰宏氏を迎え、「行政書士制度強調のためのPR活動の展開について」と題する基調講演を拝聴した。同氏は、長年にわたり手掛けられたコマーシャル手法の神髄を如何にこの行政書士制度の強調に応用できるか、又応用すべきかについて熱弁を振るわれ、大いに啓発されるものがあった。

その後、監察部協議会は、2グループに分散して行われた。分散会では、関係諸官庁への協力要請、効果的なPR活動の推進、各種団体並びに他仕業の行政書士法違反行為対策、マンネリ化からの脱却等について熱心な論議と貴重な意見の交換が行われ、午後6時をもって休会となった。

第2日目は、午前9時より再開された。

監察部分散会は、前日協議した内容をまとめて分散会座長に報告し、それらに基づき質疑や要望があり、分散会での意見として集約し総括を行った。

再び、合同協議会に移り、広報部・監察部両方の総括責任者よりそれぞれ報告があり、その後、質疑応答が行われた。

次に、平成4年度「行政書士強調月間」基本要綱について伊達監察部長より、「行政書士110番」実施について武田広報部長より、ユーザー登録無料相談について盛武運輸交通

部長よりそれぞれ要請があった。

以上によって全日程は終了し、協議会は有意義のうちに散会となった。

全国広報・監察担当者合同協議会に出席して

広報部長 藤井國穂

担当者合同協議会は7月30日、31日の両日に亘り、熱海・つるやホテルに於いて開催されました。

30日午後1時、全国から110名の関係者が一同に集まり、小関監察部長の司会で会議が始まりました。わが会から、私と監察部長の茅野勇平氏が参加しました。

会議に先立ち乾泰宏氏（サン・パブリックリレーションズ代表取締役）による「行政書士制度強調月間のためのPR活動の展開について」の講演が行われました。講演の要旨は、PR活動の方法を我々行政書士業務に照らして具体的に述べたものでしたが、その中で広報マンとしての感性の重要性、ニュースの作り方、情報の収集能力、広告媒体の活用法等の広報マインドについての話が主でした。

広報担当者協議会は、30日午後3時40分～5時、31日午前8時30分～10時の2回開催され、その中で各県から種々の事例発表が行われました。山形：国体にちなんだ広告、岐阜：電光ニュース、長野：テレビ広告、新潟：新聞広告、滋賀：県政だよりに無料掲載および取扱業務を掲載した封筒の作成、広島：交通機関を利用した広告並びに無料相談会の実施、埼玉：立看板での広告、等々。

31日午前10時より合同協議会の総括が行われ、正午に閉会しました。

紙面の都合で詳細に紹介することはできませんが、全国の事例発表から様々な事を勉強

出来たこと、連合会の対応に生で接することが出来たこと、色々な情報交換が出来ること等非常に有意義な会議だったと思います。より多くの会員がこの種の勉強会に出席出来れば、我が会ももっと活発な活動ができるのではないかと痛感しました。

意見箱のコーナー

手造りの趣味

手造りのものが、珍重される風潮の様です。裏返しに再製された封筒がときおり配達され、M先生からだとすぐわかります。抑留生活を忘れ切れない先生の趣味のようです。

私の看板を掲げた頃は、年賀状の宛名書きや招待状の封筒の上書きをよく頼まれましたが、縁起のものだから筆で書いて差し上げようとした硯や墨が今もあります。

大先輩に奨められ昭和48年入会、53年に開業したのですが、算盤、巻尺、方位計などの七ツ道具を揃えて看板を上げたのですが、1から10まで手造りがありました。

タイプや、ワープロまではどうしても手を伸ばすことができずに終わろうとしています。月々の賃金計算に於いても、タイムカードの時間計算がその生命ですが、工夫に工夫を加えて正しく早くと心掛けていると傍目で見ているより楽しみなもので。

以上つまらぬことを書き並べてみましたが、たまには、こういう反省もしてみて、積極的な考え方の明日をむかえるようにしたいと思っています。

(福田外喜二)

美しい街

それぞれのボランティア活動のグループが街を美しくしようと、早朝からまたは休日返上で活動している傍ら、ポンポン投げ捨てられていく空缶。若者にはこの所作が恰好良く感じるのかはたまた気分良くストレス解消になるのか、ならば長い間培われてきた道徳心はどこへ?と疑いたくなってしまう。地球的環境保全が叫ばれている今日、我々は身近なところから、これに取組でいかなければならぬことは周知のことである。『金沢には豊かな緑や美しい自然が保たれた街並があり、古き良き文化が漂っている』と観光客からきこえてくる。しかし、それは単なる観光コースからだけでは残念。裏へ廻れば目に余る様相を呈しているようでは美化活動も台無し。ここで原点に戻って考えてみよう。本当に住みよい豊かな社会とは何か!先づ心から真の幸せを求めて多くの恩恵に感謝し、相互関係によつていかされていることを忘れてはならない。バブルが弾けようが、不況が長引こうが動じないだけの根性が備わることが肝要。あまりにも経済的に豊かであつたかのような世相に惑わされ不安を抱くようでは、健全な経済社会に生かされているとはいえません。先づ身の廻りから美しい住みよい環境づくりを。一つの空缶拾いから、一本の吸殻拾いからでも世の中が明るく暮らせるように、及ばず乍ら協力することにより云知れぬ幸せと喜びを感じた或るバス停での一齣でした。

(堀 節雄)

健康保持

高齢化社会の到来とともに生命と健康に対する関心が非常に高くなっています。

最近散歩する人、走る人、体操する人、運動する人がかなり多くなってきました。しかし歩きさえすればそれでよい、走りさえすればよいと言うものではないと思います。個々の身体に適した運動が必要ではないでしょうか。

① 私は毎月一回健康診断をしています。医者はあなたの身体は50年代の身体であると太鼓判を押しています。それでも私は気を緩める事なく健康には格別の注意と努力をはらっています。

② 最近、近代医薬と現代の医療に於ても病名すら別明せず、苦しんでいる人が多いと聞きます。例えば

イ、仕事に出るのが億劫になる。

ロ、家族との団欒を避ける。

ハ、人に会うのが嫌いになる。

ニ、何事にも感情的になる。

等、この種の症状は心身症の疑いがあり早急に厳密な診断と処置が必要ではないでしょうか。

③ 私達は毎日仕事、家庭と時間に追われながら生活をしています。気がつかないうちに明るさをなくし、心のゆとりを失いがちです。時々心を中心とした身体の休養を取ることも又、必要ではないでしょうか。趣味や優しい人間関係でしょうか。通じて健全な心身を築かねばなりません。

健康保持は工夫と努力と根気が必要ではないでしょうか。老若男女を問わず、人間は「はかなき者」であり「朝に紅顔ありて夕べ

には白骨となれる身である」。合掌。

(荒井 秋重)

太田副知事講演会より

先日、センチュリープラザで行われた太田副知事の講演会からご紹介させて頂きます。

石川県に副知事として来られて9カ月になられ、感じた事を交えながら「21世紀の企業人」と題してお話をされました。ほんの一部要約してみました。

宮沢内閣の「生活大国5カ年計画」に示されているように、国の豊かさと個人の実感との間に隔たりがあり依然として個人の環境は整えられていない。日本の社会は画一的社会であり、個性を生かさない社会である。石川県においても和を乱す人は黙ってしまう傾向が強い。多様な選択肢を自由に選べる社会を造っていかなければいけない。

21世紀は国際化の時代であり、国際化とは異質な民族、異質な文化を包み込んで仲良くすること。人権に対する配慮のなさ、男女差別、人種差別があっては国際化にならない。

「女はだまっとれ！」は石川県民性を表している。男女雇用機会均等法ができてから6年経っても、男女の定年年齢は一緒になっていない。男性社員が女性社員をきちんと使いこなさなければ、これから国際社会は生きていけない。

これからは個性化の時代で商品も「いいわけ、こだわり、つぼ」が大切。安全、健康志向で、消費者に言い訳できる商品、又消費者全員を相手にするのではなく、一部分をとらえて客筋とする「つぼ」を心得た商品が販売能力を増加させる。

これからの企業は、従業員を大切にし、労

働時間短縮、職場の環境を整えれば優秀な人材が集まる。女子社員を本気でつかうべきである。女子社員に期待するものが、労働力より笑顔や美人なら良いという考え方ではなく、本当に戦力として女子社員を見る事が必要。そして自分の会社の事だけ考えるのではなく地域の必要性も求められる。(宮本 幸子)

本音の平和

かつての軍歌“露營の歌”をはじめて聞いたとき、軍人精神を無視した内容に怒髪天をつく思いがした。また勝つことが第一なのに戦死ばかりを強調しているものを歌わせている政府の矛盾した方策に暗然となって、このままでは百年かかると直感した。後年この歌の中味の非を軍の高官に訴えて一蹴されたが、私の予感は的中したのだ。建前より本音の方が根強いことは戦後も変わらない。建前はカッコウよい平和でも国民の本音は別のところにあるから、経済は混乱し政治は腐敗する。それを奇貨と内心喜ぶ国がある以上戦争は完全に終結したとはいわれない。

戦争を終わらせるには国民の本音としての平和が確立されねばならない。敗戦の副産物程度のものでは本音にならぬ。さいわい建国以来の大和の国の理想が長く受け継がれて来たからこそ今の日本があるので全国民は誇りと自信を取りもどそうではないか。

(袋井 辰雄)

雜感

故白川さんの誘いで53年春に入会し、理事、監察部長も暫時、務めながら業績も残せず辞任し申訳なく思っております。

入会の頃は、自販連と行政書士連合会の間

に協定が締結され、明日にでも車庫証明業務が当会員に移譲され、業務多忙、会員増加と会も活性化するとしんじていきました。及ばずながら関係機関に役員の方と行くなど努力をしました。

しかし、あれから15年間、御承知のように種々障害があり、理想に反して今日に至っておられます。

私自身、専業でないので発言の資格はないのですが、会から何かを書いてくれと言う依頼なので、将来ある若い会員の方に一言希望を述べます。

プロとして自分の仕事に徹すること。

社会情勢の変化が激しく、今日の仕事が明日には必要がなくなることもあります。その中で生き抜いて残るには社会変化に応じて幅広い分野の仕事に精通するよう常に研鑽努力するとともに、その人でなければと言う得意専門業務を持つことが大切かと思います。又単なる代書人でなく、行政のアドバイザーとして業務外のことでも相談に応じられる知性ある行政書士をめざして欲しいと思います。

「努力すれば道は通ずる」、皆さんの努力で明るい行政書士会の未来が開かれることを念じております。

(荒井 栄松)

“愛犬家”に5つの提言

今や1億ペット化時代といつても過言でない。特に愛犬家が増えたこともあるが、その半面、公害にもなっている。そこで愛犬家に次の提言をする。

- ① 飼う以前に種類と性格を調べる。やたらにはえる犬は、専門家によると、種類や乳離れ時の環境によるところ。
- ② 公道に面した飼い主は通行人に迷惑を

かけないよう、犬小屋、家中や裏口におくこと。

- ③ 道路や公園をフンなどで汚さないこと。
- ④ 郵便配達人や立ち寄りの客に迷惑をかけないこと。
- ⑤ 必要以上に激しくほえるのは、騒音公害であると考えること。

愛犬家のみなさん。以上のことを理解し、自主的、道義的に飼育に当たってもらいたい。

(藤井 速雄)

無題

人生の基本は、

体力、気力、智力

の三要素であると思う。これらをバランスよく、維持活用することが大切でなかろうか。

これらの一つでも、バランスが崩れると、所謂老化が始まり、痴ほう症、ボケとなり、やがては人生の終焉を迎える結果となる。そのようにならない為にも、私達は基本を忠実に守り、人生80才を目指に力強く生き抜こうではありませんか。私一人よがりの願望かな……。

(任田 外寿)

奥田運輸大臣との 会見が実現！

これは平成4年8月6日、山本会長、松原副会長の両氏が、運輸省に奥田運輸大臣を訪ね実現したものです。

大臣との直接会談を通じて、運輸行政と行政書士会とのそれぞれの立場を充分に理解しあえ、有意義な会談でした。



右は奥田運輸大臣と、山本会長

●会員の動き

【入会者】

○丸田 三智雄（昭和37年10月13日生）
 （登録年月日 4年7月10日）
 金沢市千日町8番18号

○中川二三夫（昭和21年3月28日生）
 （登録年月日 4年7月10日）
 加賀市大聖寺三ツ町ソ1番地9

○吉倉 常好（昭和14年6月17日生）
 （登録年月日 4年10月2日）
 金沢市新神田3丁目2番18号

○橋爪 正（昭和27年1月22日生）
 （登録年月日 4年10月2日）
 金沢市木越2丁目185番地

【退会者】

○宮本 純二（平成4年7月6日廃業）
 松任市徳丸町417番地2

○谷口 一成（平成4年7月22日廃業）
 金沢市額新町2丁目115番地

○浅井金之助（平成4年7月28日死亡）
 金沢市涌波4丁目10番29号

○森 郁雄（平成4年8月3日廃業）
 小松市小馬出町27番地6

○栗原 春樹（平成4年10月9日廃業）
 金沢市広坂1丁目4番12号

○松田 忠義（平成4年10月9日廃業）
 金沢市有松2丁目8番29号

○湯口 貞三（平成4年10月9日廃業）
 凤至郡穴水町字川島サ36

編集後記

発刊回数を重ねる毎に会員の方々のご意見ご協力を多数いただき、広報部員一同喜びと共にその責任の重さを痛感しながら編集作業をしております。

本号は「行政書士の存在意義、未来像等」をテーマとして掲載しましたが、今後もいろいろなアイディアを出し合って、ご期待に添えるよう、尚一層の充実を図っていきたいと思います。

皆様のご協力をお願いします。（T.M）

M E M O

発行 石川県行政書士会 金沢市本多町3丁目2番1号 TEL 0762-65-5551

